

令和7・8年度 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

大川広域行政組合

注意事項

- 大川広域行政組合へ測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、 航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

- この要領において、県内業者とは香川県内に本店（本社）がある者、県外業者とは香川県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。
- 申請できる営業所数は、本店・支店等のうちいずれか1カ所に限るものとします。
- 入札参加資格の有効期間は、**2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）**です。
- 大川広域行政組合では、**電子申請による受付は行っていません**ので、書類にて提出してください。

申請方法等

1 提出方法

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書等に必要事項を記入・押印のうえ、持参してください。

ただし、郵送の場合は、受付最終日の消印有効とします。また、受付確認を必要とされる方は、受付票返信用はがき（官製はがき又は85円切手貼付済のものに送付先記入）を同封するか、受付票を送付する封筒（110円切手貼付済のものに送付先記入）を同封してください。なお、申請は簡易書留や配達記録など確実性の高い方法が望ましいと考えます。

2 受付期間

（県内業者・県外業者）

令和7年1月8日（水）から2月17日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。）

平日の午前9時から午前11時30分

午後1時から午後4時30分

3 受付場所

大川広域行政組合事務局事業係

（香川県さぬき市津田町津田112番地33）

4 問合せ先

大川広域行政組合事務局事業係

〒769-2401

香川県さぬき市津田町津田112番地33

電話 0879-42-2740

5 提出書類及び添付書類 (指定様式は、様式集をダウンロードして使用してください。)

番号	提出書類	注 意 事 項	
①	受付票	指定様式	
②	入札参加資格審査申請書 (県内・県外用)		当組合指定の様式に所定の事項を記入のうえ、提出してください。郵送の場合、返信用はがきでも可。
③	経営規模等総括表		申請書をダウンロードして、作成してください。
④	希望業務等総括表		申請書をダウンロードして、作成してください。
⑤	技術職員総括表 (資格別人数)		申請書をダウンロードして、作成してください。 作成基準日：令和4年12月1日現在
⑥	委任状（原本）	県外業者で、委任する営業所がある場合のみ添付。	
⑦	税関係証明書等（コピー可）	次頁で指定するもの 令和6年10月1日以降 に発行されたもの	
⑧	測量法第55条の8の規定に基づく書類（国土交通省地方整備局提出分のコピー。提出日を余白に記入すること）	測量業者の登録を受けている者	
⑨	各登録規程の第7条に規定する現況報告書（コピー。国土交通省地方整備局の受付印があるもの。未返却の場合は提出日を余白に記入すること）	建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者	
⑩	⑩商業登記簿謄本（法人の場合）（コピー可）	上記登録のない者（⑧、⑨以外の者）は⑩～⑫を提出（⑪は指定様式により作成）	
⑪	⑪業務経歴書（1年分）→ 県外業者は不要		
⑫	⑫財務諸表（1年分）		
⑬	登録証明書（コピー可）	測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも 令和6年10月1日以降 に発行されたものに限る。）	
⑭	誓約書	指定様式 申請書をダウンロードして、作成してください。 本店、営業所等にかかわらず本店が記入押印してください。	

6 必要な税関係証明書等 (コピー可)

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	・法人税（個人は所得税） ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2
香川県内に申請する営業所がある業者	香川県税 (すべての税目)	完納証明書
さぬき市又は東かがわ市内に営業所がある業者	市税 (すべての税目)	完納証明書

〈備考〉

- 1) さぬき市又は東かがわ市の税証明書の発行を請求するには、個人の場合、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が、法人の場合、法人からの委任状及び窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要になります。また、交付手数料として、1通につき400円が必要です。
- 2) 国税・県税の証明書の発行については、それぞれのホームページで確認してください。
- 3) 「消費税及び地方消費税について未納の税額が無い旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。
- 4) 必要な納税（完納）証明等の証明は、令和6年10月1日以降に発行されたものに限ります。

○さぬき市税の納税証明書発行の受付窓口

(土日、祝日を除く8時30分～17時15分)

担当窓口	住所	電話番号
さぬき市市民部 税務課	さぬき市志度 5385-8	087-894-1118

○東かがわ市税の納税証明書発行の受付窓口

(土日、祝日を除く8時30分～17時15分)

担当窓口	住所	電話番号
東かがわ市総務部 税務課	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1216
東かがわ市市民部 市民課	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1111
東かがわ市市民部 引田支所	東かがわ市引田 513-1	0879-33-2500
東かがわ市市民部 大内支所	東かがわ市三本松 1172-1 (ひとの駅さんぼんまつ)	0879-25-2111

〈 注 意 〉 必要書類⑧、⑨の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。

(下表参照。建築を除く)

申請業種	登録がある業者 (A)	登録のない業者
測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類(いわゆる現況報告書)写し * 国土交通省の受付印は不要 * 提出日を余白に記入すること	申請できません。
土木	現況報告書一式 (建設コンサルタント登録規程)	・⑩商業登記簿謄本 (写し) ・⑪業務経歴書 (申請する業種ごとに必要) ・⑫財務諸表 (複数業種を申請する場合でも1部で可)
地質	現況報告書一式 (地質コンサルタント登録規程)	
補償	現況報告書一式 (補償コンサルタント登録規程)	

注：建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、測量等の上記4業種のような現況報告書提出の定めが無いいため、登録の有無にかかわらず⑩、⑪、⑫の書類が必要です。

2. 上記(A)の業者が、4業種のいずれかと一緒に建築を申請する場合、⑩⑫は不要ですが、建築の⑪業務経歴書は提出してください。

7 提出方法 (県内業者、県外業者共通)

提出部数	1部
ファイル	・不要です。(クリップ等で留めてください。)
綴り方	・「提出書類等」に掲げる順番に綴り、クリップ等で留めてください。(ひも綴り不可) ・コピーできる書類は、必ずA4判に統一してください。 ・原本で提出する書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼り付けてください。大きい場合は、折り込んでください。